

平成 25 年 4 月 22 日

## 第 13 回議会改革検討委員会要録

日 時 4 月 22 日（金）13 時～13 時 55 分  
場 所 議会委員会室  
出 席 堀内、富木、辻、長岡、芳倉、服部  
東  
欠 席 石丸、吉川  
資 料 議会報告会実施要綱（案）、議会基本条例の実施状況検証マニュアル（案）、  
議会報告会事例資料（平群町議会、栗山町議会）、  
委員長報告事例資料（平群町議会だより）

### 議 題

#### 1. 議会基本条例施行について

##### ①議会報告会実施要綱（案）について

- 議会報告会の先例を参考に、第 1 回議会報告会の実施結果を踏まえ、上牧町議会の実情に見合ったものとして、委員長・副委員長において議会報告会実施要綱（案）を作成した。
- 第 2 条（議会報告会の実施）に「第 1 項 議会報告会は、議長が議会運営委員会に諮り、必要に応じて開催する。第 2 項 議員は、議会報告会の開催を必要とする理由を明らかにする書面をもって、議長に報告会の開催を求めることができる。」とあるが、議長を中心に、議会運営委員会の意見を聞きながら、議会全体で運営して行くことを基本にしている。議会報告会の内容、役割分担、開催期日、会場、進行、記録、報告等についても、同様の考え方で構成されている。報告書は議会ホームページ、概要は議会だよりで公表される。
- 記録は、会場音声を IC レコーダーで採録したものを記録担当の議員が要点記録に整理し、それをもとに議会としての報告書を作成する。
- あくまでも実施要綱であり、議会報告会で実際に使いながら、必要な改正を加えて行くことになる。
- 協議の結果、資料の通り、答申案とすることになった。

##### ②基本条例の実施状況検証マニュアル（案）について

- 要綱（案）でなくマニュアル（案）としたのは、議会基本条例の実施状況について、あくまで作業手順であり、要綱とするレベルではない判断した。
- 見直し手続きの実施については、第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、毎年度終了後速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。基本条例の見直し規定は、最小限度の回数を規定したものであり、この要綱（案）ではその範囲内で議会の現状反映した見直し回数を盛り込んでいる。
- 基本条例の項目を「義務規定」「努力規定」に大別区分したうえで、検証シートを使い検証作業を行う。検証シートは、実施項目、実施結果（○×式）、今後の課題（記述式）の一覧とする。検証作業は、作業チーム（例えば、議会改革検討委員会等）で細部の検証を行い、検証結果を議長に報告する。議長は、検証結果を議会運営委員会に諮り、議会としての検証結果をまとめる。検証結果の報告は、議会ホームページ、議会だより、議会報告会で公表する。

- 次回に検証シートの様式案を委員長・副委員長で準備し、検討する。
  - 協議の結果、資料の通り、答申案とすることになった。
- ③委員長報告の進め方について
- 第11条（委員会の活動）の第2項に「委員長は委員会の秩序保持に努め、委員長自ら報告を作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行うもように努める」となっている。委員長報告は努力規定となっているが、最初から余り無理をしないで、着実に取り組み可能なレベルから始めることが望まれる。
  - 平群町議会だよりは、本会議で行った委員長報告を「質問」「答弁」に整理し、編集したもので、内容的にはほぼ同じものになっている。議案の主旨、採決結果に加えて、主な質疑が盛り込まれている。
  - 上牧町議会での現行の委員長報告は、原文を議会事務局で作成しているが、討論と採決結果について既に盛り込まれている。今後必要な取り組みとしては、主な質疑について可能な範囲で盛り込むことが課題である。
  - 報告書の作成は、報告を行う委員長だけに委ねるのではなく、委員長・副委員長を中心に委員会全体の責任における取り組みが求められる。主な質疑項目の絞り込みについては、審議において事務局でメモを取り、委員会（特に予算・決算において）終了後に議会事務局も参加して作業を進めてはどうかとの提案があった。
  - 会期中における委員長報告の作成は、これまで事務局において録音テープの聴取と質疑項目のメモによって行われている。この作業を担当委員会が中心となって行う場合、これまでの連続した会期日程の設定では無理があり、1～2日程度（予算・決算の場合は2～3日程度）の作業日程の確保が必要となる。また他の議会で見受けられるように、一般質問を議案審議に先行させる日程の設定も併せて検討する必要がある。
  - 委員会審議中において、委員長は委員会運営に集中し、副委員長が主要質疑のメモを取るようにしてはどうかとの提案があった。
  - 委員長・副委員長の選任については、委員長報告の観点だけでなく、委員会運営の全般的にわたる判断から行われる必要であることに、何ら変わりはない。
  - 今後の進め方については、この委員会での議論を整理し議長に報告のうえ、議会全体としての今後の検討事項とする。
2. その他
- 分かりやすい予算書と予算資料のあり方については、関係資料の収集中であり、もう少し時間が必要である。
  - 次回の検討事項として、議会基本条例実施状況検証シート（案）を協議する。インターネット中継については、プランが提出され次第検討する。議会基本条例のその他の項目（議員研修の実施等）について、順次協議して行く。
3. 次回開催について
- 5月23日（木）午前10時～

以上